

「生活行為向上マネジメント」研修と修了証について(お知らせ)

平成27年6月1日

一般社団法人日本作業療法士協会
理事会

当協会は「生活行為向上マネジメント」を、◎作業療法を適切に提供するための“道具”、◎お子さんから高齢者まで作業療法を必要とする人、ご家族、関連職種に対して作業療法を分かりやすく示す“道具”、としての有用性を示し、かつ、その質を高めていくために「生活行為向上マネジメント」研修会を実施してきました。次の段階として、高齢者のみではなく、お子さん含めた何らかの障害のある方々への作業療法の“道具”として位置づけすることに取り組んでいるところです。

さて、平成27年度介護報酬改定によって新設された「生活行為向上リハビリテーション実施加算」算定要件に係る研修については、4月20日HPでお知らせしましたように、厚生労働省のご助言のもと資料1の内容で対応しておりますが、私たち自らが質の維持・向上を目指して研修を推進していくための方法を、平成27年度第2回理事会(平成27年5月16日)において審議し、下記の通りと決議しました。

会員の皆様におかれましては、是非とも理事会決議の趣旨をご理解いただき、各自遺漏のないようご対応をお願いいたします。

I. 平成28年3月31日までの扱い(経過措置)

協会「生活行為向上マネジメント研修」の基礎研修修了証取得者は、平成28年3月31日までに実践者研修を修了し、実践者研修修了証を取得すること、その者は協会員であるとともに士会員であること、を必須条件とする。

(※協会員のみの方は、速やかに士会に入会下さい。)

II. 平成28年4月1日からの扱い

平成28年4月1日からは算定要件該当者は基礎研修+実践者研修のセット、つまり、実践者研修修了証を取得している者に一本化する。

詳しくは、協会事務局までお問い合わせください。
Tel 03-5826-7871

「生活行為向上リハビリテーション実施加算」算定要件に記載されている研修の取り扱いについて

平成27年4月20日

一般社団法人日本作業療法士協会

○平成27年度介護報酬改定で、通所リハビリテーションに生活行為向上リハビリテーション実施加算が新設されました。当該加算の算定要件として、「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。」となっています。

また、「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」(介護保険最新情報Vol.454平成26年4月1日)問105の回答として、「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験とは、例えば、日本作業療法士協会が実施する生活行為向上マネジメント研修を受講した際に得られる知識や経験が該当すると考えている。」と示されています。

○この点について、自治体担当者や会員から、協会の修了証が当該加算の算定要件を満たすものであるか、の問い合わせが協会に寄せられております。

【協会対応】

○この問い合わせについて、協会は、厚生労働省の助言の下、平成27年3月以前に協会が定める時間の生活行為向上マネジメント研修を既に修了している会員に対して修了証を発行し、今後の受講者に対しても順次、修了証を発行することとしました。

詳しくは、協会事務局までお問い合わせください。

TEL 03-5826-7871